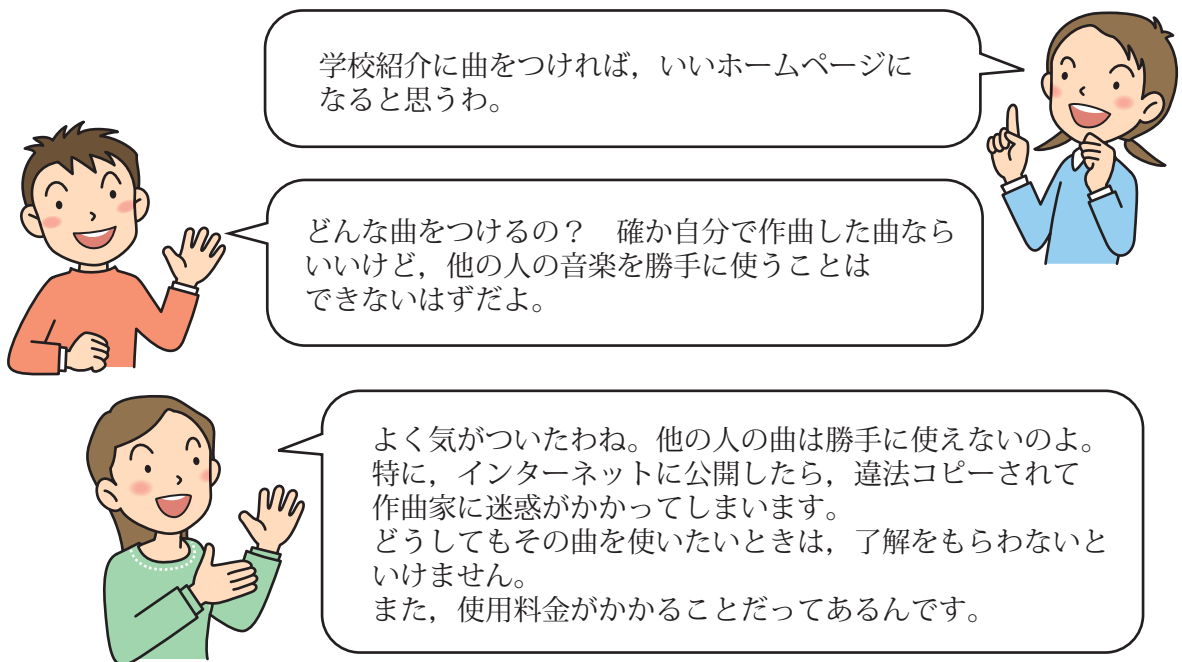


ホームページに掲載するための学校紹介の CM 作りで他の人が作った曲 (BGM) を使う

ホームページのコンテンツづくりで、曲を使う場面を想定した事例。「段階的指導モデル」の「A」と「C」に該当する事例。

5分の指導でモチベーションが高まる



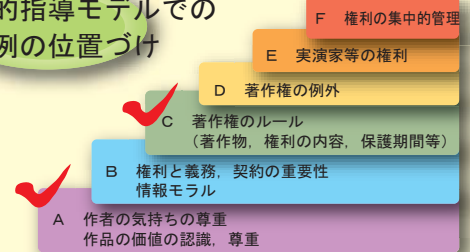
「著作権教育」の学習のねらいと指導のポイント

- ホームページで公開することで、どんな問題が起こるか考えさせる。
- ホームページのコンテンツづくりで、他の人が作った曲を無断で使うことは、著作者の人格権、財産権を侵していることを知る。
- 作品には作った人の工夫や苦勞が込められていることに気づかせる。
- 音楽が著作権に関連する著作物で、無断では使っていけないことを理解させる。

他の教科への応用例

- 総合的な学習の時間や教科での Web 発信

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



もっと時間をかけて、ていねいに指導する場合には

学習内容	教師の発問と子どもの反応	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページに掲載するコンテンツづくり – 学校紹介のCM作り。 	<p>発問例：ホームページの学校紹介に曲をつけることはとてもよい工夫です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんな曲がいいかな ・今ヒットしているあの曲がいいなあ ・HPに合うように誰かが編曲してくれるといいのに 	
<ul style="list-style-type: none"> ● HPのコンテンツづくりで他の人が作った曲を無断で使うことは、人格権、財産権を侵していることを知る。 	<p>発問例：自分で作曲した曲を使うのはいいことです。しかし、他の人が音楽を勝手に使うことはできません。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページで公開することで、どんな問題が起こるか考えさせる。 	<p>特にインターネットに公開したら、違法コピーされて、作者に迷惑がかかってしまいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・でもどうしても使いたい場合は 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権を侵害しないで、わかりやすい学校紹介CM作りができたか。 	<p>発問例：どうしても使いたい場合は、作者の了解をもらわなければいけません。また使用料金が必要なこともあります。</p>	

この事例の実践に参考となる教材・資料

JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）

<http://www.jasrac.or.jp/>

文化庁「楽しく学ぼう みんなの著作権」（小学生のための著作権教材 インターネットでの著作権）

http://chosakuken.bunka.go.jp/tanoshiku/flash005_manual.htm

